 53条第1項に基づく区域です
○「津波災害警戒区域」は，津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ，津波による人的災害を防止するために䇾避難体制を特に整備すべき区域です ○ 宅地建物取引業者が津波災害警戒区或内取引地建物を取引する場合，完地建
 ります

【基準水位】
「基準水位」は，津波法第53条第2塂づく水位で，津波の発生時におけ避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです
ふス浸基準水位」は，津波浸水想定に定 める浸水深に係る水位に建造物への衝突 こよる津波の水位の上昇を考慮して必要地般面から高さ（m単位） ています。（下図参昭）


【地形（標高）データ】
基準水位の算出に用いた「地形（標高）テータ」は，平成25年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形である こめ，その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なって いる場合があります。

## 【背景地図

地形図デ二タ（地図情報しベル2，500）四国中央市都市計画全域地形図データ （地図情報しベル10，000）を使用したも のである。また，国土地理院長の承 を得て，同院発行の基盤地図情報を使用しました。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 689）克路や建物などが現況と異なっている場合があります

| D | 津波災害警戒区域 （基準水位） | 基準水位 （単位：m） |
| :---: | :---: | :---: |
| S | 市町名 | 四国中央市 |
| 1：2，500 | 図面番号 | 6 |
| $0$ | $L_{100}$ | ${ }_{300}$ |

